

第 29 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 29 回

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：平成29年5月12日（金）13：59～15：53

会場：農林水産省本省 第3特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- (1) 最近の家畜衛生をめぐる情勢
- (2) アルゼンチン・パタゴニア地域について口蹄疫の地域主義（清浄性が確認された地域からの輸入を認める措置）を適用して牛肉及び羊肉を輸入することについて（諮問）
- (3) トルコ共和国の高病原性鳥インフルエンザ清浄性に関するリスク評価（報告）
- (4) クロアチア共和国の口蹄疫清浄性に関するリスク評価（報告）
- (5) イタリア・サルジニア島の口蹄疫清浄性に関するリスク評価（報告）
- (6) その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 委員名簿

- 資料 1 最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- 資料 2 アルゼンチン・パタゴニア地域（南パタゴニア地域、北パタゴニア B 地域及び北パタゴニア A 地域）からの生鮮牛肉及び羊肉の輸入に係るリスク評価報告書（案）概要
- 資料 3 トルコ共和国の高病原性鳥インフルエンザ清浄性に関するリスク評価報告書（概要版）
- 資料 4 クロアチア共和国の口蹄疫清浄性に関するリスク評価報告書（概要版）
- 資料 5 イタリア・サルジニア島の口蹄疫清浄性に関するリスク評価報告書（概要版）
- 参考資料 1 諮問文
- 参考資料 2 食料・農業・農村政策審議会関係法令集等（家畜衛生部会関係）
- 参考資料 3 トルコ共和国の高病原性鳥インフルエンザ清浄性に関するリスク評価報告書（詳細版）
- 参考資料 4 クロアチア共和国の口蹄疫清浄性に関するリスク評価報告書（詳細版）
- 参考資料 5 イタリア・サルジニア島の口蹄疫清浄性に関するリスク評価報告書（詳細版）

午後1時59分 開会

○熊谷動物衛生課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第29回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多用中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、当部会の事務局を担当いたしております、動物衛生課長の熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大臣官房審議官の岩本からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○岩本審議官 恐れ入ります。ただいまご紹介にあずかりました消費・安全局担当の大臣官房審議官の岩本でございます。

食料・農業・農村政策審議会がこのたび29回目の家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、日頃から農林水産行政の推進にご理解、そしてご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日は、大変ご多忙な中、非常に暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度、特にこここのところ、ずっと緊張感のある仕事を続けておりました。11月以降、国内の9道県12戸の家きん飼養農家におきまして高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。いつもよりも若干早い時期の発生ということで対応を続けてまいりました。発生に当たりましては、初動対応がご案内のとおり何よりも重要であるという認識に立ちまして、農家において、異常鶏が見つかった段階での、早期の通報をいただくことにしておりましたし、また、簡易検査陽性の段階で、農水省としましても本省に大臣を本部長としました対策本部を開催しましてご指示をいただき、そして翌日は私ども副大臣、あるいは大臣政務官が県知事と早急に会談を持ちまして、国の方針と県の対応とをすり合わせをするということで、現地入りをさせていただいた次第でございます。

また、都道府県、それから市町村、畜産関係の皆様方には、日頃から十分な訓練や準備というものをさせていただいており、24時間体制で防疫作業に当たっていただくということで、疑似患畜確定前には、もう埋却地の穴を掘り始めるというところもありました。そんなところで、大変感謝を申し上げます。

また、農研機構動物衛生研究部門の専門家の皆様方、それから疫学調査チームにご参加いただいた先生方にも、例えば遺伝子検査のような深夜に及ぶ診断ですとか、あるいは現

地での疫学調査とか、そういったところでいろいろお助けをいただきました。発生はいたしました、全ての事例で近隣のところにまん延するということではなく、今シーズンはそういう形で一応収束というふうになったのかなと認識しております。

一方で、中国、韓国を初めとしましたアジア近隣諸国において、鳥インフルエンザのみならず、非常に心配される口蹄疫などが継続的に発生しております。また、ロシア、それから東ヨーロッパにおきましてもアフリカ豚コレラの発生が続いております。これらの疾病が人・物を介して国内に侵入するリスクは依然として高い状況であるという認識は、国会等でもご説明させていただいております。引き続き国際協力も含めた水際対策の強化が何よりも大事になってまいりますし、また、これはどうしても国内に侵入してくることもございますので、農場レベルでの対応なども国内防疫の徹底ということに努めてまいる必要があります、大臣初め一丸となって今後とも取り組むつもりでございます。

また、ご報告申し上げますと、昨年10月には各都道府県・関係機関の協力を得まして、家畜衛生に関する国際機関であるOIEによる獣医組織能力の評価を受け入れさせていただきました。現地調査団の方からは、日本の獣医組織体制については最高水準のレベルであると、お言葉をいただいております他、本年3月にエロワOIE事務局長も来日されました。宮城県の方にも行かれて獣医組織の状況を視察されている時に、残念な話ですが、ちょうど鳥インフルエンザがそのとき宮城県で発生したということがありました。私どもの熊谷動物衛生課長もなぜか宮城県のほうにエロワ事務局長と行っておりまして、そこで、現地でエロワ事務局長も緊急時の対応を見聞されるという機会がございました。エロワ事務局長は日本の組織能力の高さに非常に感心されていた次第でございます。

また、我が国におきましては、特に農業の競争力強化ということで、農林水産物、それから食品の輸出額を平成31年度までに1兆円とする目標を掲げております。しかしながら、それは我が国において非常に安全・安心な形で生産がされ、諸外国にも安心感を与える疾病対策もできているということが大前提になってまいりますので、これから戦略的な検疫協議を実施するとともに、その裏づけとなる国内の飼養管理ですとか防疫体制をきちんととっていく必要があると認識しております。

かなり畜産物の輸出自体を推進しているところでございますが、引き続き輸出の安定的な拡大を図るためにも、獣医組織の強化に努めてまいりたいと考えております。

本日は、ご議論いただくものとして、アルゼンチンのパタゴニア地域に対して口蹄疫の地域主義を適用し、牛肉等を輸入することについて諮問をさせていただいております。ま

た、報告事項としまして、トルコ共和国、クロアチア共和国、それからイタリア・サルジニア島における疾病の清浄性に関してそれぞれいろいろな調査、情報収集が調っておりますので、ぜひリスク評価についてご議論いただければと思います。

これまで諸外国からの輸入解禁要請に対応して、科学的知見に基づいて専門的かつ技術的な評価を行うために、動物衛生課で情報収集を行ってきております。委員の皆様方におかれましては、家畜衛生行政の推進のために、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○熊谷動物衛生課長 岩本審議官、ありがとうございました。

さて、現在、家畜衛生部会の委員数は17名となっております。本日は14名のご出席をいただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定数を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、予定では、効率的に議事を進めまして、本日は16時めどの会議終了を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、恐れ入りますけれども、カメラの方は退出願いたいと思っております。

それでは、私のほうから配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は資料1から資料5までと、参考資料といたしまして参考資料1から参考資料5までをお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。落丁等ございましたら事務局宛てにお知らせいただければと思います。

なお、参考資料の3から5につきましては机上配付のみとさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

次に、本日の会議の進め方でございますけれども、まず事務局から最近の家畜衛生をめぐる情勢についてご説明申し上げたいと思います。その後、参考資料の1にあります、農林水産大臣から諮問のありましたアルゼンチン・パタゴニア地域について口蹄疫の地域主義を適用しての牛肉及び羊肉を輸入することについて、事務局より説明をいたします。その後、委員の皆様方からご意見やご質問をいただきたいというふうに考えております。

次に、3点報告事項がございます。トルコ共和国の高病原性鳥インフルエンザ清浄性に関するリスク評価、これが1点目でございます。2点目といたしましてクロアチア共和国の口蹄疫清浄性に関するリスク評価、3点目といたしましてイタリア・サルジニア島の口蹄疫清浄性に関するリスク評価について、それぞれ事務局よりご報告させていただきます。

それでは、まず最初の議事の（１）ということで、最近の家畜衛生をめぐる情勢、資料の方は１番になってございます。資料の１に沿って簡潔にご説明したいと思います。私の方からご説明させていただきます。

資料１の下段の方に細かくて恐縮でございますが、先ほど岩本審議官からご紹介のあったとおり、９道県で１２件の発生がございました。いずれも非常に大きな発生であったり、また、青森県、新潟県、北海道、岐阜県、宮城県ということで、初めての鳥インフルエンザの発生経験という県もございました。そうした中で、最終的に１６６万７千羽の鶏、あるいはあひるを殺処分することにはなりましたが、生産者の方の非常に迅速な報告と、その後の防疫対応、都道府県の家畜保健衛生所を中心として自治体の方々、また防衛省の協力も得まして自衛隊による防疫措置、こういったこともあって、横への広がりはそれぞれのケースにおいて防げたということでございます。

あと、もう一つつけ加えておきたいのは、風評被害といいますか、消費への影響というのはなかったのではないかとということをご報告させていただきたいと思います。

ちなみに、野鳥では全国２２の都道府県で２１８例、非常に多い件数で高病原性の鳥インフルエンザが確認されました。いずれもＨ５Ｎ６亜型のタイプということでございました。そういった中で、生産者の方々、また畜産関係の方々のご尽力によって横への広がりを抑え、まずは昨シーズンの分は一区切りかなという感じの印象を持っているところでございます。

それで、次のページを開いていただきますと、上段のほうに、１１月の発生だったわけですが、１１月２８日、２９日と、早速総理指示ということで、高病原性鳥インフルエンザに関しましては政府を挙げての取組になっております。４つほど重要な指示をいただいております。そうした中で、農家の方々に対しても自ら取り組むべき予防措置をしっかりとってもらうように助言すること、また、現場の情報をしっかりと集めて、またそれを関係者に提供すること、あと、最後に大事なこととして、国民に対して正確な情報を迅速に伝えることということで、これは政府を挙げて取り組んできたところでございます。

次に、資料の３ページ、次をめくっていただきますと上段に、国民の方もそうですし、あと、やはり農家の方が具体的にどんな取組ができるかということで、写真を使ったり、あと、普段気がつかないようなところも含めまして、できるだけわかりやすい形で情報発信に努めました。消毒の仕方や、あるいは野生動物の侵入のスペースがないとか、あとは、鶏舎のところに木の枝がかかっている、そこから野生動物が入ってくるような恐れは

ないかとか、こういったことも含めまして、普段気づかないようなところも含めて分かりやすい情報発信に努めてきたところでございます。

また、下段には、そういった経験を踏まえまして、昨日も疫学調査チームの検討会が開催されたわけですが、そういった実際の発生例の経験、また防疫措置において改善すべき点がなかったのかと、こういったことを検証しながら、また次のシーズンに備えるということを現在進めているところでございます。

次に4ページでございます。非常に細かい字で書いていますけれども、今言ったような教訓とか改善方向を具体的に整理して、次のシーズンに備えるということをやっております。

また、4ページの下段は、畜産物の輸出についても審議官からお話があったところでございますけれども、香港、シンガポールにおいては、もう発生県単位での制限ということになっておりますし、あと、カンボジア、ベトナムにおいては、日本の仕組と同じ、すなわち移動制限がかかっているところ以外は輸入を継続しますと、こういった返事をいただいています。これもひとえに、それぞれの発生ケースにおいて迅速な防疫措置が行われているということであり、相手国が必要とする情報をできるだけ詳しく提供して、現在このような状況になっているということをご報告させていただきたいと思っております。

あと、少しページを飛ばしてもらって6ページでございます。お隣の韓国の状況でございます。

実は、上段の右下のほうに小さい囲みがありますが、殺処分の羽数が3,787万羽、これは、ざっくり言うと採卵鶏の3分の1、肉用あひるの3分の1ですから、国内の3分の1の鳥を処分しなければいけなくなったという状況でございます。これはやはり横への広がりももちろんあったということですので、同じ地域、近くの近隣の国である韓国、あるいは中国などともよく連携をとって、家畜衛生対策について協力していきたいと今考えているところでございます。

あと、下段には、実際の韓国の発生例でございます。青い棒グラフ、これは日本と同じH5N6亜型というタイプですが、2月以降、赤い棒グラフが目立ってきております。これはH5N8亜型ということで、ヨーロッパで昨シーズンというか、今シーズン流行したのと同じものでございますので、そういった意味では、タイプが違ったものが最近に至るまで発生が見られるということでございます。この辺は注意していく必要があると思っております。

7ページでございます。これは中国でございます。これは国が広い割には、発生報告についてはオフィシャルにはこのような数にとどまっておりますけれども、今年に入ってもH5N6亜型、あるいは、心配するべきはH7N9亜型というのが南のほう、広東省とか湖南省で出ています。これは人での感染によって、実はかなり多くの方が亡くなっている、そういったケースにつながっているのと同じタイプであり、従来、低病原性だったものが、最近高病原性に変化しているという報告もありますので、この辺は公衆衛生上から考えても重視すべき案件だと考えております。

また、下段に台湾の事例ということで挙げておりますが、台湾は、ここはちょっと不思議で、H5N2亜型ということで、またタイプの違うものが台湾の中でぐるぐると感染が循環しているのかなという感じを持っております。

8ページの方でございます。上段に、ヨーロッパはH5N8亜型ということで、日本とは違うタイプですけれども、先ほど申し上げましたように韓国で最近増えてきているH5N8亜型というタイプが継続的に発生しております、これは多くの国での発生確認が見られておりました。

あと、8ページの下には、あひる肉の写真が載っていますけれども、これは実は旅行者の方が持ち込んだ手荷物の中にあったものです。それで、動物検疫所で念のため確認したところ、ウイルスが分離されたようなものもございましたので、こういったものを含めて持ち込みを事前に控えてもらうような情報発信とか、あとは空港、あるいは港に持ってきた場合は家畜防疫官が確認したり、あと、次の9ページ上段に26頭の犬が並んでいますけれども、検疫探知犬の力も、嗅覚もちょっとかりながら、そういう取り組みを今しているところでございます。

あと、10ページ、ここは、最近いろいろな旅行者の方が非常に増えている中で、航空会社のSNS、フェイスブックに動物検疫の内容を載せていただいたり、また、下段のほうでは関西空港のオフィシャルサイトでもそういった動物検疫、持ち込み禁止の話も載せていただくというような取組をしております。

また、11ページ以降も、都道府県と連携をして、いろいろなイベントの際にあわせて動物検疫の取り組みを分かりやすく発信していくということで、地道な活動もしておりますので、ご紹介しておきたいと思っております。

あと、12ページでございます。12ページの下段に、先ほどは韓国、中国というお話だけでしたが、ハイレベルのサミット、あるいは首脳会談が行われるケースがありま

す。そういった場合にデンマーク、ポーランド、日中韓のサミット、ウルグアイということでここには載せてはいますが、動物の国境を越えるような疾病、口蹄疫や鳥インフルエンザ、こういったものの対策が必要だとか、動物衛生研究部門といった研究機関の協力が必要だとか、こういったものをハイレベルの共同声明の中に盛り込むといった、そういった取組も現在進めておりますので、ご紹介しておきたいと思っております。

あと13ページ、隣の中国、あるいは韓国との間でも、それはもっとより密に、回数も増やして取り組んでいるということでございます。

あと、13ページの下段には、韓国、中国のほかに最近の例として、昨年12月にロシアとの間でも、安倍総理とプーチン大統領が面談しましたが、こういった機会を捉えて覚書を結んで、研究機関の交流がスムーズにいくようにという取組をしています。これは鳥インフルエンザのケースでございます。

あとは、少し飛ばさせていただきます、資料のほう、恐縮でございます。輸出の話、20ページでございます。牛肉の輸出の伸びを棒グラフで示したものでございます。牛肉の輸出額は安定的に伸びていますが、これも特に口蹄疫がわかりやすいと思っておりますけれども、国内での病気が出ない、あるいはそれに対する対策がしっかりしているということが大事ですので、こういった輸出の機運をさらに伸ばしていけるように、家畜衛生のサイドからも努力していきたいと思っております。

あと、下段のほうは、それぞれの手荷物で持ち込めたり、あるいは輸出の条件を緩和するための協議を行ってきたということをご紹介したものでございます。

それから、21ページでございます。下段に、国内の疾病対策の中で大事なものということで、牛の疾病になりますけれども、ヨーネ病という割と頑固な下痢を起こす細菌性の慢性疾病でございます。これはなかなか治療法がないものですから、酪農を中心にして非常に大事な疾病になっております。

一方で、次の22ページでございますけれども、家畜の輸入実績ということで挙げておりますが、左端に豪州から牛を輸入しているという円グラフがあります。乳牛は非常に小さい。319と書いてはありますが、最近、国内での乳牛の数が少ないという中で、病気がない健康なものを輸入すると考えた場合、豪州産ということになりますので、現在そういった豪州からの輸入牛の健康をチェックした上で、特にヨーネ病であったり、他の疾病をチェックした上で輸入をするということで、二国間の協議のもとにそういった動きが見られておりますので、ご紹介しておきたいと思っております。

あと下段、豚の病気、PEDですけれども、25年から26年にかけて大変な病気だったわけですけれども、こここのところ、衛生管理の徹底とワクチンの適切な使用によって落ち着いているという状況でございます。

それから、25ページまで飛ばさせていただきます。25ページに経済評価を、これは一例でございますけれども、PEDの対策をやった時と、あと病気が発生した時、農家の方に分かりやすくということで、これは養豚関係の開業獣医師さんの方と動物衛生研究部門の共同研究の概要でございます。分かりやすく結論だけ申し上げますと、25ページ下段にありますように、母豚を300頭飼っているようなケースですと、PEDが発生、まん延しているような状況の中ですと、経済的な損失が非常に大きいんだということを一つの例として挙げております。こういったインパクト、経済的な指標もわかりやすく事例として発信しながら、衛生対策の重要性をご理解いただくような方法にも努めていきたいと思っております。

あと、26ページ上段、これはちょっと話が変わりますけれども、オリンピック・パラリンピックに向けて、2020年は馬の競技もありますので、こういったことで、動物検疫所のほうで検疫を実際にする、またそれに備えた条件の協議を現在進めておりますということをご紹介しておきたいと思っております。

また、26ページの下段に牛政宗が出ていますが、オリンピックつながりじゃないんですけれども、和牛のオリンピック、5年に1度ございます。これが今年は宮城県での開催になってございますので、ぜひこれをPRするとともに、衛生管理につきましては、現在県または国も協力して、たくさんの方が集まるということと、もう一つは、非常に遺伝的能力の高い牛がたくさん集まる場ですので、成功裏におさめるためにも衛生管理もしっかり取り組んでいるということをご紹介して、私のほうからのご報告にしたいと思っております。

以上でございます。

それでは、ここから議事に入りたいと思っておりますので、藤井部会長に進行のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤井部会長 藤井です。よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

議事（2）アルゼンチン・パタゴニア地域について口蹄疫の地域主義を適用して牛肉と羊肉を輸入することについて、まず事務局から説明をお願いします。

○伊藤国際衛生対策室長　こんにちは。国際衛生対策室長の伊藤でございます。よろしく
お願いいたします。

まず、個別の説明に入る前に、繰り返しになることもありますが、我が国への
指定検疫物の輸入に関する要請があった場合、その検討に係る標準的な手続について、簡
単にご説明をしたいと思います。

参考資料2に食料・農業・農村政策審議会関係法令集という資料がございます。これの
一番最後のページ、19ページになりますが、これを開いていただきまして、農林水産省の
訓令第13号によりまして、こういった標準手続、いわゆるSOPを定めております。本日
当方からご説明する案件、合計4件ございますけれども、これら外国からの要請につつま
しては、家畜衛生上の影響の程度に応じまして、その下の表、リスク評価のプロトコール
とありますけれども、これに従いましてプロトコールを案件ごとに決めているというところ
でございます。このうち、まず最初にお諮りするところのアルゼンチン・パタゴニア地
域からの生鮮牛肉及び羊肉の輸入に関してはプロトコール1に分類されるということでご
ざいまして、本日諮問ということでございます。その諮問の後、ここのチャート図にあ
りますように、牛豚等疾病小委員会におきまして、より専門的な見地からご審議をいた
だくということになっております。その他のご説明する3件につきましてはプロトコール2
に分類ということで、本日、本審議会へのご報告ということになります。

それでは、資料2に従いまして、アルゼンチン・パタゴニア地域からの生鮮牛肉及び羊
肉の輸入に係るリスク評価についてご説明をさせていただきます。

まずは、この資料の後ろから2番目のページを開いていただいて、別添2というところ
に地図が描いてあります。グリーン色の地図でございます。これは南アメリカ大陸ですけれ
ども、これの南端の東側になります。アルゼンチンが位置しております。南北3,700キ
ロに長い国でございます。面積につきましては日本の7.5倍となっております。世界
で7番目に大きな国ということです。この地図で、ちょっとツートンになっているんです
けれども、南のほう、下のほうになります。この濃い緑色の地域が口蹄疫ワクチンの非
接種清浄地域でございます。上のほうの部分、薄い緑色の地域がワクチン接種清浄地域と
いうことで、ワクチンのステータスがこの国では二分されているということでございます。

次に、お手数ですが、その前のページを開いていただきまして、また、こちらの地図が
あるかと思います。これは色づけされているのがアルゼンチン全土でございます。今回
お諮りするパタゴニア地域というのが、北から言いますと黄色の部分から緑の部分、青い

部分になりまして、上から北パタゴニアのA地域、これが黄色い部分、それでB地域というのが緑の部分でございまして、並びに青い部分が南パタゴニア地域、この地域を合わせましてパタゴニア地域と呼んでおります。上のほうのオレンジの部分についてはワクチン接種の清浄地域でありまして、今回諮問の対象ということではございません。

それでは、1ページ、最初のページに戻っていただきましてご説明をいたします。

今回、アルゼンチン当局から、同国パタゴニア地域からの生鮮牛肉及び羊肉の対日輸出解禁要請を受けまして、口蹄疫の地域主義適用に関するリスク評価を実施いたしました。リスク評価に当たりましては、アルゼンチン家畜衛生当局からの資料提供ですとか技術的な協議及び現地調査もしておりまして、こういったところから得られました情報を収集して評価をしております。

評価事項としては、まず獣医当局及び法制度についてでございますが、獣医当局といたしましては、アルゼンチン農産省国家農畜産品衛生管理機構という、非常に長いんですが、これが通称SENASAということなんですけれども、このSENASAが家畜衛生及び食品安全分野を所掌する国家中央当局となります。このSENASAは、全国に14カ所の地域センターと377カ所の地方事務所を有しまして、地方の家畜衛生、食品衛生に係る業務を実施しているところです。SENASAの動植物検査総局、DILABと言いますけれども、ここの動物研究所は、口蹄疫の診断・検査を行う国内の唯一の機関ということになります。

法制度といたしましては、家畜衛生施行法等によりまして、国策として動物疾病の予防、管理、撲滅等を重視する旨の宣言をするとともに、SENASAに実施機関としての法的責任及び権限を与えているということでございます。

そのほか、②ですけれども、SENASA決議によりまして疾病発生時に発動される国家動物衛生緊急システムを定めるとともに、通報対象の疾病ですとか、その通報のルールを定めております。併せて、口蹄疫につきましては口蹄疫法というのがございまして、口蹄疫撲滅に向けた対策を規定をしております、その対応につきましては口蹄疫封じ込め計画というのがありまして、これに規定をしているというところでございます。

これらの状況から、アルゼンチンにおいては、国家中央獣医局でありますSENASAが中央及び地方においても平常時及び緊急時における口蹄疫対策を実施するための人員を配置しております、法制度に基づきアルゼンチン全土で自主的に対策を講じている体制が整備されていると考えられます。

2 ページを開いていただきまして、次に、家畜の飼養状況など一般状況についてお話をいたします。

家畜の飼養状況でございますけれども、アルゼンチン全土では牛の生産は非常に盛んでございまして、5,500万頭ということで世界で6位ということなんですが、先ほど、この資料の一番最後のページ、別添3に、アルゼンチンにおける牛及び羊の分布の図を示しております、そのうちの左のほうは牛の分布図でございます。牛の飼養が盛んなのは、北東部のほうでございまして、これはいわゆるパンパと呼ばれる地域で大変肥沃な地域でございます。ここでは牛飼育が盛んなんですが、今回お諮りするところの南部のほうのパタゴニアの地域では降雨量が非常に少ないということで、牛の放牧にはあまり適さないということもございまして、ここでは右のほうの図を見ていただくと、羊の分布ということで、非常に羊が多く飼養されているということでございまして、全国の頭数の約57%を占めるということで、羊の商業的な一貫飼育が一般的な生産形態となっているというところでございます。

次に、戻っていただきまして、と畜場及び食肉処理場の管理運用体制ということでございます。全てのと畜場・食肉処理の施設は、操業に当たりましてSENASAの認定を受けるとございまして、全ての生体及びと体につきまして、SENASA職員がと畜前後の検査を実施しています。特に輸出用の施設につきましては、輸出先国が求める要件を満たしていることにつきましてSENASAの認定を受けるとされておりました、全国では牛肉の輸出用施設が50カ所、羊用の輸出施設が12カ所あり、このパタゴニア地域には牛肉については2施設、羊肉については8施設があります。

次に、個体識別及びトレーサビリティとしまして、全ての農場はSENASAに登録するということとされておりました、農場ごとに固有の番号が与えられます。SENASAは、全ての牛、水牛については耳標で個体管理をし、個体単位で識別されまして、先ほど言いました地域によって口蹄疫のステータスが違うものですから、そういった牛が混ざらないように、口蹄疫のステータスによりまして耳標の色を分けており、移動を制限しているということでございます。一方、羊、山羊、豚につきましては、耳介の切れ込みによりまして群単位での識別を行っているという状況でございます。動物の農場間及び農場からと畜場までの移動の間には、専用のソフトウェアを通じまして、SENASAが発行する移動記録書というのがありまして、これの携帯が義務づけられ、移動がしっかり把握されているというところでございます。

以上の一般状況によりますと、輸出用のと畜場・食肉処理場におきましては、輸出先国が求める要件を満たすことをSENASAが認定をしております。出生農場から最終製品まで、牛肉及び羊肉についての群単位のトレーサビリティが確保されまして、適切に管理、運用されているというふうに考えられます。

次に、2ページの下になりますけれども、国境検疫措置ということでございます。SENASAは、国際空港及び国境付近の道路沿いに全国で77カ所の国境検疫ポイントを設置し、職員を配置して輸出入検疫をしています。輸入検疫といたしましては、SENASAが動畜産物の輸入を管理しており、外国からのパタゴニア地域向け偶蹄類動畜産物については、OIEが認める口蹄疫ワクチン非接種清浄国・地域産に限り輸入を認めているという現状です。

それと、輸出検疫につきましては、SENASAから輸出国の定める要件を満たす等の認定を受けた施設に対しまして、SENASA職員が輸出向けの食肉を出荷する都度、と畜前後の検査で合格した肉製品について、暫定的な輸出検疫証明書を発行して、その後、実際に輸出の港のほうでSENASA職員がさらにもう一度チェックをすと言って、最終的な輸出検疫証明書を発行するというようなシステムになっています。

国境検疫措置につきましては、外国からのパタゴニア地域向け偶蹄類の動畜産物の輸入は、口蹄疫ワクチンの非接種清浄国・地域由来のものに限り認めているという状況でございます。実際にはパタゴニア地域への偶蹄類の動物の輸入実績についてはありません。輸出入畜産物はブエノスアイレス港に輸入された後、陸路でパタゴニア地域に持ち込まれるということでございます。外国からパタゴニア地域へ直接輸入されるという動畜産物はないということを聞いております。

国内防疫措置につきましては、4（1）に書いてありますとおり、口蹄疫疑い事例が発生した際の対応として、疑う症例があった場合には、家畜の所有者はSENASA地方事務所に通報するという義務を持っているということで、通報を受けた場合にはSENASA中央事務所の獣医官が農場を訪問して、口蹄疫の可能性があるかを判断するというです。サンプルを採取し、さっきお話ししましたDILABのほうに送付されるということです。サンプル受領後は、DILABで直ちに検査を実施しまして、確定診断、口蹄疫ということになりますと、国家動物衛生緊急システムというのが発動されまして、患畜等の殺処分、移動制限、緊急ワクチン接種等の防疫措置が講じられるというところでございます。

実際に今回、口蹄疫のパッシブサーベイランスといたしましては、2016年に全土で7件の口蹄疫疑いについて検査を実施し、結果は全て陰性ということでございました。

また、アルゼンチンでは、定期的に口蹄疫の防疫演習を実施しておりまして、農家向けの啓蒙活動や、南米諸国と連携しての研修活動等も実施しているというところでございます。

次に、口蹄疫のアクティブサーベイランスということでございまして、SENASAが1年から数年の単位で、その都度必要な口蹄疫アクティブサーベイランス計画を作成しまして、この計画に従いましてサーベイランスが実施されています。2013年からは、先ほども言いましたワクチン非接種地域であるパタゴニア地域は、ワクチンの接種地域である北部地域と計画を異にして、違う計画を立てましてアクティブサーベイランスを実施しているということで、2013年～2016年のパタゴニア地域におけるサーベイランスの様子は、4ページの上の表のとおりでございますけれども、サーベイランスで1頭でも抗体検査陽性牛が発見された農場においては、OIEコードに基づきましてフォローアップ検査ということで、3ABC-ELISAですとか、液相競合ELISA、PCRなどを実施して、全ての検査で陰性になったものということを確認しているということでございます。

特に、次の地域主義を導入するに当たっては、4ページでございます。その右の図でございますけれども、国の中での国境でない地域の境界における措置というのが非常に重要と考えています。国境措置につきましては、先ほど説明しましたけれども、国内のワクチン接種と非接種地域の境界における動畜産物の持ち込みの規制につきましては、パタゴニア地域と上の北部地域は、コロラド川という大きな川と、その支流になりますバランカス川の自然障壁で隔てられておりまして、ワクチン接種地域から非接種地域の動畜産物の持ち込みを規制管理するために、SENASAが同境界を横切る全ての道路上に、この右の図の赤い点で示した衛生防疫境界ポイントというのを12カ所設置しています。

別添4の方に写真がありまして、これがそのポイントなんですけれども、一般車両ですとか観光バス等、通行する全ての車両を検査します。それとまた、空港では全ての手荷物のエックス線検査を実施しまして、パタゴニア地域への持ち込みが禁止されている動畜産物を取り締まるということで、この地域に持ち込めないものとか、持ち帰ってもらうものとかがかなり大量なものになるというふうに聞いています。パタゴニア地域への持込が可能な動畜産物についても、先ほど言いました移動証明書が必ず必要になってきまして、そこには偽造防止番号みたいなものも記載しながら、そういった事故が起きないように、措

置もっています。

本地域において実施される、こういった国内防疫につきましては、口蹄疫早期発見のための通報、発生時の防疫体制が整備されておりまして、口蹄疫防疫演習なども行われているようでございます。口蹄疫パッシブサーベイランスに加え、科学的・戦略的に計画された口蹄疫アクティブサーベイランスを実施しております。また、ワクチン接種と非接種地域の境界では、厳格な疾病侵入防止措置がとられていると考えております。

こうしたことから、アルゼンチンの獣医組織体制、国境検疫措置及び国内の防疫措置等が適切であることが確認されまして、特にパタゴニア地域の口蹄疫アクティブサーベイランスにより同地域の清浄性は確認されていること、また、同地域への動畜産物の持ち込み規制が厳格に実施されていることから、アルゼンチンのパタゴニア地域における口蹄疫の清浄性が維持されていると評価できると考えております。従いまして、パタゴニア地域への動畜産物の持ち込み規制等の現行の措置が今後も継続されるならば、アルゼンチン・パタゴニア地域からの生鮮牛肉及び羊肉の輸入により、口蹄疫が我が国に侵入するリスクは極めて低いと考えております。

説明は以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、今の件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問、お願いします。

○中林委員 宮崎で牧場を開設しております中林といいます。口蹄疫を体験した一人として意見を申し上げますと、この口蹄疫のステータス、2つに分かれているという国は他の国でもたくさんあるんですか。

それで、私としては、ステータスが2つに分かれている。非接種と接種と、それで清浄国入りしている、2つが認められているという国からは、できれば輸入をしてほしくない。地域性としてもいかなものかなと。例えば、宮崎県で口蹄疫が発生したときに、我々はワクチンを打って、その後ワクチン接種動物を全頭殺処分して、これは殺処分をしないと清浄国入りできないという、そういう思いで殺処分に同意をしました。それで現実、終息もしたんですが、6年前を振り返ってみますと、その時点でワクチンを打って、そのまま、例えば九州地区だけワクチン接種清浄地域入りを目指したらどうやという、今から考えれば、そういう考え方もあるいは成り立つのかなという気がいたしますので、できればステータスは1つで非接種国のところは認めると、そういうふうな1つの基準を決めていただいたほうが、私といいますか、経験をした者といたしましてはしてほしくない。2つのス

テータスが存在する国からの輸入は好ましくないという意見を申し上げたいと思いますが。

○伊藤国際衛生対策室長 ありがとうございます。ご意見として賜りたいと思います。

○毛利委員 今のことに関連するんですけども、このパタゴニア地域は、ちょうどワクチンの接種地域との境界にあたる地域なんですけど、4ページの上のサーベイランスのところで抗体陽性というのが2014年と2015年に出ていますよね。これは、その後のフォローアップの調査で、例えばPCRをやられて口蹄疫のウイルスはいない、すなわち口蹄疫は陰性であるという書き方をされています。この陽性であった事例は、ひょっとしたらワクチンの抗体の陽性ということは考えられないのか。もしくは、そこの辺のところを調査できちんとされているのかどうかということをお伺いしたいんですが。

○吉戸課長補佐 2015年に抗体検査陽性事例が確認された場合において、抗原検査だけをして否定をするということではなくて、農場にさかのぼって、血清サンプルを使った抗体検査、拭い液を使った抗原検査、臨床検査など徹底的に行いまして、全ての検査で陰性結果が得られており、それでウイルスの感染や循環を示すものではないと判断されているということでございます。

このパタゴニアAでの抗体検査陽性事例が具体的に何件の検査を行って、どういうふうには否定されたかといった具体的な部分について、ワクチン抗体によるものかどうかも含めて検査を行うことになっております。ここら辺の検査の妥当性等についても、今後牛豚等疾病小委員会の中で議論していただくことになるかと思っております。

○毛利委員 この抗体のことについては、要するに口蹄疫はいない、感染はないということは明らかというのにはわかったんです。この抗体について、ワクチンを接種したところから動物が移動している可能性とも含めて、この事例についてはわからないので、今後調べるということでしょうか。

例えばスクリーニング検査で陽性と引っかかって、その個体をもう一度精査したら陰性であったという場合には、抗体陽性とは判定されないと思います。そうすると、この抗体陽性の正体は何でしょうか。

○吉戸課長補佐 フォローアップ検査により、ワクチンが陰で使われていないかも含めて徹底的な調査が行われ、全ての検査で陰性結果が得られており、結果として、抗体検査陽性事例は非特異反応であって、感染は否定されたということでございます。

○熊谷動物衛生課長 そういったことも含めて、今、毛利先生からのお話があったような科学的なエビデンスの必要性と、あと、それを判断する、そこは牛豚等疾病小委員会の中

で、今、ここはちょっと要点というか、限られた情報しか提供しておりませんので、そういったデータをお示ししながら議論をいただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○中島委員 今のお話とちょっと関連することも含めて、質問とお願いをしたいというふうに思います。

1つは、ワクチン接種地域、非接種地域が両方あるというところで、そもそもなぜアルゼンチンで接種を継続している清浄地域と非接種清浄地域の2つに分かれているのか。国の方針として、今後、ワクチン接種を北部地域も含めてやめていくという方向にあるのか、それが維持されている理由と、その背景について、これまでの口蹄疫の発生の歴史とか近隣諸国の関係もあると思いますが、それについて情報提供いただければなということです。これは質問です。

もう一つは、今のお話と関連してワクチンのコントロールについてです。ワクチン接種地域と非接種地域の中で、今ご説明の中では、抗体陽性の周りでワクチンを打っていないということが調べられたということですが、そもそもワクチン接種のコントロールが国としてどういうふうに行われているのか、本当に境界線を越えて使われるということを防止するためにどういう仕組みが行われているのかということもお教えいただければと思います。

3点目は、接種地域のステータスも関係してくると思いますので、パタゴニア地域のサーベイランスのことが解説されていますけれども、接種清浄地域の北部地域における口蹄疫サーベイランスの仕組みと陰性確認の情報についていただければなというふうに思います。

以上、3点です。

○伊藤国際衛生対策室長 ご質問ありがとうございます。

南米一体となつての口蹄疫対策を主導しているPANAF TOSAという組織がありまして、PANAF TOSAが清浄化計画というのを作成しております。今後の方向性としては、南米全体で、2020年を目指して、清浄地域はそのままいいんですけれども、ワクチン接種清浄地域はワクチン非接種清浄地域に、汚染地域はワクチン接種清浄地域になろうということで、地域を挙げて今対策をとっているという方向でございます。ですから、ちょうど過渡期で、そういった前に進んでいるというところでございます。

ワクチン接種のコントロールにつきましては、国の計画に従いまして、それぞれ決まっ

た時期に決まった形でそれぞれ地域ごとに分けて実施していくというようなことで、計画的に実施をされているということをごさいます、あと、ご指摘のありました北部につきましても、今後細かいご議論をいただく中で参考資料として、北部についてのそういったサーベイランス並びにワクチンの対策も含めてご説明して、ご審議をいただきたいというふうに思っております。

○臼井委員 今回の地域主義の適用という部分で、同じ国の中でワクチン接種、非接種という分類は、今までほかの国との間でも既にいくつかあったのか、それとも、今回これが初の出来事なのかということをお聞きしたいのと、あと、逆に日本が輸出する場合の地域主義の適用というものを、これまでもいくつか交渉してきたと思うんですけども、その場合には、非接種国として日本の中で口蹄疫が発生した場合の地域主義の適用ということで交渉してきたかと思うんですけども、今回、同じ一つの国の中で2種類のワクチンの考え方がある地域と対日輸出条件を結んだ場合に、日本も同じようにワクチンという考え方が生まれていく可能性があるのかという部分も含めて、ギブ・アンド・テイクの交渉というお話を以前にも聞いたことがあるので、そういった交渉の仕方というか、国の考え方にもつながっていくのかどうかという部分をちょっと確認をしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○伊藤国際衛生対策室長 ご質問ありがとうございます。

こういった前例があるのかということですが、ブラジルのサンタカタリーナ州からの豚肉の輸入について、こちらでもご審議をいただきまして、認めているといった事例がございます。

それとあと、相手国に対してこういう状況で臨めるのかという話でございます。基本的には、こういった動物衛生に係る国際基準というところではOIEのコードというのがあるんですけども、そこに従いながら相手国についても同じように条件を求めて、そういう立場になれば求めていきますし、そういうことでなくても、先ほど言いました状況は違っていても、ワクチンを打つ、打たないとは別としても、発生している、しないという中で、相手国についてはそれ相応のものを求めていくということは当然ある話なので、実際に今、アルゼンチンに対しても解禁交渉しているというところがございます。

○熊谷動物衛生課長 具体的には、日本の場合はワクチン接種という選択肢は今のところ考えておりません。それはなぜかという、南米の地図が先ほどありましたけれども、南米は、もうここ10年ぐらい、はっきり言って南米全体で口蹄疫が出ていないような状況で

あります。ところが、向こうから我々がいる東アジアを地図で見ると、口蹄疫発生国である中国や韓国等があり、地域的な口蹄疫の発生リスクとしてはこっちのほうが圧倒的に高いものですから、ワクチン接種してしまうと、先ほどの鳥インフルエンザじゃないですけども、疾病摘発が遅くなる可能性があり、国内での口蹄疫まん延につながってしまい、そのダメージは国全体で影響してしまいます。私どもとしては、国内の話で言いますと、ワクチンを打たないほうが早期摘発、その後の防疫措置と考えております。

あと、もう一点の輸出入の関係の交渉事でございます。ワクチンは打たないんですけれども、6年、7年前のケースを言ってあれなんですけど、例えば宮崎が出た、あるいはどこかの県が出た場合は、その発生源を除き輸出が継続できるようにという交渉を、まさに今、アメリカとEUとの間でやり始めています。それはなぜかというと、先ほどの棒グラフでも、輸出量の多いビジネスに関わっている方、影響を受ける人が多いということがわかっているアメリカとEU、あと、もう一つ申し上げますと、科学的な協議ができる相手ということで、現在その2つを選んで、まさに同じような考え方で交渉している。

ただ、1点だけ申し上げたいのは、日本国内でワクチン接種の清浄地域をつくるという発想はなくて、不幸にも発生した地域と発生していない地域で、そういう交渉を勝ち取りたいということで今進めております。

○臼井委員 ありがとうございます。ワクチン云々の話に発展するのかがちょっと気になったものですから、確認させていただきました。ありがとうございます。

○藤井部会長 では、まだあるかもしれませんが、最後のほうで全体について、もしご質問等がありましたらお願いします。

それでは、今の議事の（2）につきましては、当部会の掌握事務のうち、牛豚等の疾病について専門的・技術的な事項を審議する必要がありますので、今後、牛豚等疾病小委員会において審議していただきたいと思っております。では、よろしく申し上げます。

続きまして、議事の（3）トルコ共和国の高病原性鳥インフルエンザ清浄性に関するリスク評価について、まず事務局から説明をお願いします。

○伊藤国際衛生対策室長 それでは、トルコ共和国の高病原性鳥インフルエンザの清浄性のリスク評価について、資料3に従いまして説明をさせていただきます。

2010年11月にトルコ共和国から家きん肉等についての輸入解禁要請がありました。このため、同国に質問票の送付及び回答並びに2014年3月には現地調査を行い、同国家畜衛生当局間での情報交換等を通じまして、高病原性鳥インフルエンザの清浄性について評価を

いたしました。

参考資料3の1ページ目に地図を描いております。トルコでございますが、国土は78万平方キロメートルで、日本の約2倍ぐらいの面積を持っています。2005年以降に欧州連合への加盟交渉を実施していきまして、EU準加盟国で、制度もEUに合わせた形をとっているということでございます。

獣医組織体制につきましては、トルコの家畜衛生当局としては、食料農業畜産省に属する食料管理総局がございます。その食料管理総局のもとに、地方行政区分である81県それぞれに地方局があり、同局内に地方家畜衛生当局となる動物衛生・畜産・水産課というのが設置されまして、そこで国の政策に基づきまして、家畜の個体識別、登録、移動管理等々を行っております。トルコはEUへの準加盟をしていますので、EU法に準じた家畜衛生に関する法令が整備されており、高病原性鳥インフルエンザにつきましてもEU規則に準じた防疫指針が定められており、ワクチンの接種は禁止されています。

診断体制としましては、食料管理総局のもとで獣医研究所というものがトルコの西部にのイズミルのボルノヴァというところであり、そこが通報対象である鳥インフルエンザ等のナショナル・リファレンスラボラトリーとして指定されておきまして、一次検査、確定診断ともにこの研究所で行われます。残念ながらトルコにはOIEのリファレンスラボラトリーがないので、鳥インフルエンザが発生した場合にはイギリスなどに検体を送付して、ウイルスの詳細な遺伝子分析等々を実施します。

次に、2ページをご覧ください。家畜の飼養管理状況です。下にある表のとおり、日本と比べると、採卵鶏の羽数や頭数は日本が多く、ブロイラーはトルコがやや多い状況です。

トルコは、家きん肉を全て自給をしておきまして、輸入はしていません。初生ひなは一部輸入があります。家きんのトレーサビリティにつきましては、全ての商業用農場はTURKVE Tと呼ばれる国家データベースに登録されておきまして、許可番号が与えられておきます。農場の鶏群には、そのTURKVE Tから各ロット番号が付与されロット管理がされており、と畜検査で家畜の伝染性疾病を疑う個体や、その肉を確認した場合は、このシステムにより容易に追跡ができるということになっておきます。

食鳥処理施設の登録制度につきましても、国の食鳥処理場が358カ所あり、これらの運営については全て法に基づく国の認可が必要です。認可を求める施設は、この監査を受けTURKVE Tに登録され、認可番号が与えられます。国は定期的に立入検査を行います。食鳥処理の生前生後検査は、国の公的獣医師または国の認定を受けた民間獣医師が行うと

ということです。

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置について、まず発生状況をお話します。2005年から2008年にかけては230件の発生がございます。その後、発生はなかったものの、再度2015年4月末から5月中旬にかけ、裏庭農場で1件、商業用農場で2件の発生が確認されました。それ以後の発生はありません。

サーベイランス体制は、パッシブサーベイランスにつきましては、疑いを発見した場合は、飼養者や獣医師は地方局に通報する義務があり、通報しなかった場合は法に基づき罰金が課せられるということがございます。また、家きんの飼養農家からの迅速な通報を促すために、農家を含めた一般市民への教育として、家畜衛生に関する市民意識を向上させる取組を平時から実施しているということです。

一方、アクティブサーベイランスにつきましては、トルコ全土の家きん農場を対象として、毎年渡り鳥の飛来が多い時期に採材が行われております。採材の対象は商業用農場と裏庭養鶏農家であり、対象の農場数は、95%の信頼度で1%の感染農場を検出できるよう計画されております。対象となった農場は各生産形態ごとに飼養羽数を勘案し、また各農場、農家から採材される羽数につきましては、95%の信頼度、15%の感染鶏を検出できるように2段階の計画がされています。検査は獣医研究所においてPCRテストとウイルス分離によって行われております。2016年の採材農場数及び採材羽数は、3ページの表のとおりでございます。

発生時の防疫措置としましては、疑いの通報があった場合は、防疫指針に基づき家きんの殺処分、死体の廃棄、農場の洗浄及び消毒等の措置がとられまして、発生農場周囲に半径3キロの制限区域が設定されて、家きん及び感染を広げる原因となる物品等の移動制限、区域内農場の特定及び必要に応じた検査が行われるとともに、半径10キロのサーベイランス区域が設定され、家きんの移動禁止、区域内の農場検査が行われます。高病原性鳥インフルエンザが発見された場合には、確認後24時間以内にOIE、EU諸国及び我が国を含む関係国へ通報が行われることになっております。

輸出入検疫体制としましては、輸入検疫の実施主体は食料管理総局であり、獣医官が動物や畜産物の輸入検疫を実施する国境検査所が23カ所ありまして、畜産物の輸出の際には、地方局の公的または認定獣医師により輸入国の衛生条件等を満たしているかどうかを確認されまして証明書が発行されるということです。

これらのことから、トルコの家畜衛生体制に関しましては、組織、法制度とも高病原性

鳥インフルエンザ等の重要疾病の予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されています。

2015年5月の高病原性鳥インフルエンザの発生を最後に、同国において鳥インフルエンザの発生はこれまでのところ確認されておらず、同病に対するワクチン接種も原則として禁止されているということです。同病について、サーベイランスは裏庭養鶏も含めた飼養家さん及び野鳥においても適切に実施されているというところでございます。

輸出入検疫に関しましては、適切な輸入検疫が実施されているとともに、輸出検疫については、相手国側の条件を遵守した適切な管理が行われているというところでございます。

こうしたことから、トルコを高病原性鳥インフルエンザの清浄国として認定して差し支えなく、同国から我が国向けの家きん肉等の輸入を解禁しても、高病原性鳥インフルエンザが日本に侵入するリスクは無視できると考えています。

以上でございます。

○藤井部会長 それでは、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

では、よろしいですか。

本件につきましては、この審議会の報告事項となっておりますので、今後の手続を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして議事（4）クロアチア共和国の口蹄疫清浄性に関するリスク評価について、事務局から説明をお願いします。

○伊藤国際衛生対策室長 引き続きまして、報告事項2番目といたしまして、クロアチア共和国の口蹄疫清浄性のリスク評価について、資料4に従いまして報告をさせていただきます。

クロアチアにつきましては、2012年2月に同国における口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ等の清浄性を認定して、同国産の豚肉の輸出を解禁してほしいという要請がありました。このため、質問票の送付、回答の接受、現地調査等によりリスク評価を進めてきたところ、クロアチアには豚コレラの発生があることから、その辺の話も含めて、先方から解禁を要請する品目を牛肉にして、口蹄疫の評価を先行させてほしいという要望を受け、今回、クロアチアからの我が国への牛肉の輸入を解禁した場合の我が国への口蹄疫侵入リスクについて評価を実施いたしました。

クロアチアというのは、参考資料4にもありますけれど、東ヨーロッパ、バルカン半島に位置する国でありまして、EU加盟国でございます。北側はハンガリー、東はボスニ

ア・ヘルツェゴビナ、セルビア、西側はスロベニアと陸地で接し、南側はアドリア海に面しています。周りの国々は、皆O I E認定の清浄国ということでございます。面積は5万6,542平方キロメートルで、日本の約15%の国土でございます。

獣医組織体制でございますけれども、クロアチアの家畜衛生当局は、農業省の獣医・食品安全局でございますして、獣医検査部門、家畜衛生部門等の4部門が設置され、獣医検査部門につきましては全国13ヶ所に地方獣医検査課がございまして、地方獣医検査課が65カ所に支所を持っており、検査業務を行っているということです。

検査機関及び診断体制としましては、首都のザグレブに所在するクロアチアの獣医研究所が口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラを含む主要動物疾病の国内リファレンスラボラトリーに指定されており、本部に加え4つの地域支部が置かれています。口蹄疫のサーベイランス検査はクロアチア獣医研究所地域支部でも実施が可能ですが、確定診断は本部のみで実施されています。

家畜の飼養状況につきましては、2015年の牛の飼養頭数は46万頭、豚は140万頭、めん山羊は70万頭でございます。

と畜場及び食肉処理施設ですけれども、クロアチアには牛のと畜場が100カ所ありまして、そのうち輸出用施設は21ヶ所ということでございます。牛肉を取り扱う食肉処理場は130カ所ありますけれども、そのうち輸出が可能なものは26ヶ所ということです。全てのと畜場及び食肉処理場は、操業に当たって獣医・食品安全局の認定を受けることとされており、認定に当たっては専門家機関への諮問、現地調査、3カ月間の仮認定期間等を設ける必要があるということです。

トレーサビリティについて、クロアチアでは牛は全頭耳標による個体識別が実施されており、と畜場への到達時には個体ごとに健康証明書の確認等が行われます。また、と畜後の肉は加工施設に至るまで個体ごとの情報を含んだチップがつけられ、店頭で販売される肉にもチップの情報が印刷され、最終製品から由来農場までトレースバックすることが可能となっております。

口蹄疫の発生状況につきましては、クロアチアにおける口蹄疫の最終発生は1978年で、この国においては口蹄疫のワクチン接種は禁止されており、O I Eからも非清浄国に認定をされております。

口蹄疫のサーベイランス体制につきましては、パッシブサーベイランスのみが実施されております。口蹄疫の疑い事例を発見した場合は、飼養者または獣医師は、獣医・食品安全

局及びその地域を管轄する地方獣医検査課に属する公務員獣医師に通知することが義務づけられております。これを怠った場合は、罰金、殺処分された家畜に対する補償についても法令にて規定されております。厳格な体制となっております。2014年は、届出のあった150検体について検査が行われ、いずれも陰性の結果を確認しております。

発生時の防疫措置につきましては、発生が確認された場合は、発生農場における家畜の殺処分、死体廃棄、口蹄疫ウイルスに汚染されている恐れのある物品の消毒等々を行い、発生農場の周囲半径3キロ以内がプロテクション区域、半径10キロ以内がサーベイランス区域として設定されます。プロテクション区域では感受性動物の移動禁止、市場等の開催の禁止、区域内の農場飼養状況調査等々が行われ、サーベイランス区域では、区域内農場の飼養状況の調査、家畜の移動禁止、死亡家畜等の当局への通報、汚染されたおそれのある物品の区域外への原則持ち出し禁止等の措置がとられております。発生の疑いがある疫学関連農場において発生が確認された場合は、発生農場と同様の措置が講じられます。口蹄疫の発生が確認された場合は、確認後24時間以内にO I E、E U諸国及び我が国を含む関係各国に通報がなされるということです。

輸出入検疫体制につきましては、クロアチア全土に7カ所の国境検疫所が設置されており、E U以外の第三国から輸入される畜産物の検疫を実施しております。現在、E U以外の第三国からの家畜の輸入は認められていないということです。

第三国向けに輸出される畜産物につきましても、輸出国が求める条件に応じて専任の担当官の監督のもと、それぞれの施設において、地方獣医検査官により輸出検疫証明書が発行されているということでございます。

これらの情報から、同国において口蹄疫の最終発生が1978年であり、O I Eの口蹄疫清浄国にも認定をされており、口蹄疫のワクチン接種も禁止されており、同病を迅速に摘発できるパッシブサーベイランスの体制が整っており、家畜衛生体制及び疾病発生時の防疫体制に関し、組織、法制度とも口蹄疫の発生予防や発生時の対応が可能な体制が整備されています。クロアチアでは、畜産物について最終製品から生産農場にさかのぼる追跡可能なトレーサビリティ体制が整備されており、畜産物の輸出に当たっては、家畜衛生当局の監督のもと、輸出先国の要件を充足していることを確認した上で、衛生証明書が発行可能となっております。

同国は、E U加盟国以外の第三国からの動物・畜産物の輸入を認めておらず、E U法規に基づき適切な輸入体制が整備されております。

以上のことから、クロアチアを口蹄疫の清浄国として認定し、同国からの牛肉の輸入を解禁しても、口蹄疫が我が国へ侵入するリスクは無視できると考えられます。

以上でございます。

○藤井部会長 それでは、この件につきましても、委員の皆様からご意見、ご質問、どうぞ。

○日高委員 まず最初に、背景のところの豚肉から牛肉に変わった旨のことですね。この説明をしてほしいです。

それと、今、一番最後にクロアチアがEU加盟国以外の第三国からの輸入を認めていないということです。最近、ずっとヨーロッパの各国から牛肉に対する口蹄疫の評価によって、日本に向けて輸出するのを求めてきていますよね。やはりこれは、先ほど一番冒頭にあった、日本からのEUに対する牛肉の輸出の見返りと言っては大変語弊があると思うんですけれども、最近こういうものが増えてきたのかどうかを、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○伊藤国際衛生対策室長 おっしゃるとおり、クロアチアは実は豚肉を輸出したいという希望がありました。しかしながら、先ほどお話ししましたように、豚コレラの発生があるので、なかなか輸出の解禁は難しいよというお話をさせていただいており、それであれば、簡単な牛肉からまずは開けたいということでございます。それと、見返りという、むしろうちのほうが見返りは欲しいという方向でございますけれども、EUに送っているからクロアチアにも送りたいというようなことでは聞いていません。

○日高委員 対EUと考えた場合、加盟国であるからということで、加盟国に対して日本から要請して、向こうから、じゃ、EUを認めてくれよというのじゃないんですか。

○伊藤国際衛生対策室長 そういうことではありません。あくまでもその国の要請ということで、日本が特にそういったことで何か関係を持ってということではないということでございます。

○日高委員 そういうことだったらよろしいと思うんですけれども。

それと、もう一言、豚肉の先ほどのと畜場の関係ですね。牛のと場のことが書いてありましたけれども、この場合、牛と豚のと畜場というのは全然分かれているのか。豚コレラの問題があるというお話をされたんですけれども、そこらあたりの関連性というか、そういうものはクリアできているんですか。

○伊藤国際衛生対策室長 今後、実際に輸出、これで今後輸入がされる段に当たりまして

は、二国間で衛生条件を取り決めて、そのときに豚肉等が汚染されないようにという条件をつけまして、施設の要件等をつけ輸入を許すということを考えております。

○藤井部会長 よろしいでしょうか。

○淵上委員 すみません。1点だけ教えてほしいんですけども、私、クロアチアの牛肉がどういう牛肉なのか、特徴があるのか、すごくコストが安いのか、日本の牛肉みたいにすごくおいしいのか、健康的なのか、そういうことをちょっと教えてほしいんですけども。

○伊藤国際衛生対策室長 現地調査に行った者によれば、特に日本の牛肉のような、和牛のような特徴的なものではないというようなことを聞いています。

○淵上委員 値段的なところは、オーストラリアとか、アメリカとか、そういうところと比べてどう……。品質的にはどういうものなんですか。

○伊藤国際衛生対策室長 すみません。クロアチアでは、豚肉を優先して食べているので、牛肉とはまた違ったタイプのお肉ということで、ある程度人気があってという話は聞いているんですが、価格とかは申し訳ございません。正確なところはわかりません。恐らくそれほどの輸出力があるというのは聞いていないので、あとは、例えば料理法とあわせてこういうものを紹介するとか、そういう話ではないかと思うので、大きく日本の需要に影響するようなことはないという認識をしております。

○淵上委員 ありがとうございます。

○藤井部会長 それでは、この件につきましても報告事項となっておりますので、今後の手続を進めていただきたいと思います。

最後となりますけれども、議事の（5）イタリア・サルジニア島の口蹄疫清浄性に関するリスク評価について、こちらも説明をお願いいたします。

○伊藤国際衛生対策室長 それでは、報告の最後となりますけれども、イタリア・サルジニア島の口蹄疫清浄国のリスク評価について、資料5に従いましてご説明させていただきます。

また、ご承知のことかもしれませんが、サルジニア島を除くイタリアからは、既に牛肉や豚肉の輸入は認められております。しかし、サルジニア島では、従来から口蹄疫の発生はなかったものの、アフリカ豚コレラの発生がありました。それで、実を申し上げますと、家畜伝染病予防法の省令の中では、豚コレラとアフリカ豚コレラと口蹄疫というのはパックになって禁止国が決まっておりました。豚コレラが発生しただけなのにどうして牛肉

が輸入できないのとか、乳製品が輸入できないのという話があったので、この2月に省令を改正し、疾病ごとに、畜種ごとにそれぞれ禁止国を決めるということになりました。こういった時期に。サルジニア島から、乳製品を輸出したいという要望が上がってきたので、これに対応したということでございます。

実際には本年2月にイタリアの家畜衛生当局から乳製品を輸出したいという話があり、サルジニア島を上記の輸入禁止国から除いてほしいという要望を受けました。今般、質問票のやりとりを通じ、同地域における口蹄疫の清浄性について評価を実施したというところでございます。

サルジニア島は、参考資料5を見ていただくと、イタリア周辺に浮かぶ島が3つぐらいあるんですが、サルジニア島は、イタリア半島の地中海の真ん中に浮かぶ2つの島のうち、南にある島で、ブーツの先にあるコルシカ島とは違う島です。黄色い部分のところ。面積は2万4,000平方キロメートルということで、四国よりやや大きな島です。島全体がサルジニア特別自治区になっております。

資料5に戻っていただきまして、サルジニア島は、イタリア政府が管理をしております。イタリア健康省内の家畜衛生担当部局が設置され、同局のもと、イタリアの19の州及び2つの特別自治州、これはサルジニア島が含まれますけれども、ここに地方獣医事務局がございまして、国境検疫所等が設置されており、各州・特別自治区の地方獣医局が各管轄の区域において講じられる防疫措置の立案、調整、指導、認証等を行っており、各地方の獣医局が実際に防疫措置を行う地方獣医サービスを管轄しています。サルジニア島では地方獣医局が1つありまして、8つの地方獣医サービスを監督しているということになります。

検査機関、診断体制につきましては、イタリア全土に家畜疾病の診断を行う10の地方診断施設が設置されており、サルジニア島には、地方診断施設が1つあります。この地方診断施設の傘下に診断施設が3つ設置されているということです。なお、イタリア本土のブレシアに所在する地方診断施設が、口蹄疫についてのナショナルリファレンスラボラトリー、国家診断施設でございます。口蹄疫の診断はここで行うということになります。

サルジニア島の家畜の飼養状況については2ページに、サルジニア島及びイタリア全土における2016年の家畜飼養頭数を表に示しております。ご覧いただいておりますとおり、特に羊が多くおまして、イタリア全土で710万頭のうち310万頭が、割合にすると約43.7%の非常に多くの羊がこの島で飼養されております。この島は、実はチーズが有名で、ペコ

リーノ・サルドというチーズがございます。またはフィオーレサルドというのもあり、非常に世界的に有名なチーズが産出されます。部会長もご存じの有名なチーズができ、これをぜひとも輸出したいということがございます。

次に、家畜の登録とトレーサビリティなんですけれども、イタリアでは、自家消費用の豚1頭のみを飼育している農家を除き、畜産農家は国のデータベースに登録されなければならないことになっており、牛、水牛、めん山羊等につきましては動物単位、豚については群単位で耳標、入れ墨等にて識別されており、国のデータベースに登録されています。国のデータベースにつきましては、全ての関連施設の閲覧が可能になっておりまして、畜産物の生産工程において製品の由来を確認することが可能となっております。

次に、口蹄疫の発生状況なんですけれども、イタリア全土におきましても最終発生は1993年なので、既に最終発生から23年を経過し、サルジニアについては、さらにさかのぼること28年以上発生がないというふうに聞いております。O I Eにおきましても、イタリア全土を口蹄疫のワクチン非接種清浄国に認定をしており、イタリアにおきましても、口蹄疫のワクチン接種は禁止をされているということです。

サーベイランスなんですけれども、我が国と同様に口蹄疫についてはパッシブサーベイランスのみが実施されておりまして、同病の感染が疑われる事例があった場合には、家畜の飼養者または獣医師が地方獣医サービスで通報することが義務づけられております。通報を受けた獣医サービスは、獣医等が農場に立ち入り情報収集をして、疾病の拡大を防止する方策を講じます。通報に遅延があった場合は法令により罰金または最大5年間の懲役が科せられるということです。発生農場では、地方獣医サービスの公的獣医師により採材が行われ、地方診断施設において血清学的検査に供されるということで、陽性になった場合は国家診断施設において確定診断及び詳細な検査に供されます。2015年に羊において1件の口蹄疫の疑い事例が通報され、陰性が確認をされております。

防疫体制措置といたしましては、EU規則に定められている口蹄疫の発生が確認された場合、発生農場における家畜の殺処分、死体廃棄、口蹄疫ウイルスに汚染されている恐れのある物品の消毒等々が行われます。発生農場の周囲半径3キロ以内にはプロテクション区域、半径10キロ以内にはサーベイランス区域が設定され、プロテクション区域では感受性動物の移動禁止、市場等の開催の禁止、区域内の農場の飼養状況の調査等々が行われます。一方、サーベイランス区域では、農場の飼育状況の調査、家畜の移動禁止、死亡家畜等の当局への通報、汚染された恐れのある物品の区域外への持ち出し禁止等の措置がとら

れます。疫学関連農場で発生が確認された場合は、発生農場と同様の措置がとられまして、口蹄疫の発生が確認された場合には、確認後24時間以内にO I E、E U諸国及び我が国を含む関係国への通報がなされます。

次に、動物検疫、輸出入検疫体制につきましては、E U法規に基づき、イタリア全土に24カ所の国境検査所が設置され、畜産物の輸出入検査が行われております。サルジニア島には、島の南のほうにカリアリ港という港があり、ここに国境検疫所が1つ設置されています。第三国向けに輸出される畜産物は、この国境検疫所にて仕向け先国の輸入条件を充足しているかどうかの確認を受けた後に、輸出検疫証明書が発行されるという仕組みになっています。

これらの情報から、イタリアにおける口蹄疫の最終発生は1993年であり、イタリア全土において口蹄疫ワクチンの非接種清浄国に認定を受けており、イタリアにおいては口蹄疫のワクチン接種は禁止されています。同国では、サルジニア島も含め、口蹄疫の発生を迅速に摘発可能なサーベイランスが実施されまして、感染疑い事例があった場合には、通報体制、または発生時のまん延防止が適切に講じられる家畜衛生体制及び法制度が整備されております。畜産物については、最終製品から生産農場まで追跡可能なトレーサビリティ制度が整備されているとともに、適切な畜産物の輸出入検疫体制が確立されており、サルジニア島では1カ所の国境検疫所において、畜産物の輸出に当たって、家畜衛生当局の監督のもと、輸出先国の要件を充足していることを確認した上で、衛生証明書が発行されるというふうな仕組みになっております。

以上のことから、サルジニア島を口蹄疫の清浄地域として認定して差し支えないものと考えられます。

以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましても、委員の皆様からご質問、ご意見、ございましたらお願いします。

○臼井委員 今回、このイタリアのサルジニア島は乳製品の輸出が目的ということだったんですけれども、ちょっと気になったのが、アフリカ豚コレラがここで発生していたということです。具体的な年数がちょっとよくわからないんですけれども、西ヨーロッパの方で豚コレラの発生があったものの、アフリカ豚コレラの発生は西ヨーロッパではあまり見られていなかった状況で、なぜこの島でアフリカ豚コレラが発生したのかというところを

イタリア当局のほうは把握しているのかということと、その部分で少し防疫体制の部分で気にもなるので、わかっている範囲で教えていただきたいんですけれども。

○伊藤国際衛生対策室長 かなり歴史的にずっと発生して、抑えられていないというのが現状なんです。だからある意味では常在しているんじゃないかというような状況になっているということでございます。

○藤井部会長 私から1点いいでしょうか。乳製品は現在もサルジニアから日本に入ってきていますよね。

○伊藤国際衛生対策室長 はい。非常によい質問をいただきありがとうございます。先ほど課長の熊谷のほうからお話しした資料の一部に、これは18ページなんですけれども、実は今、政府を挙げて輸出振興をやっています。そういう中においても、日本に入ってくるものの乳製品をしっかりと検疫をして、さらに加工したものを輸出するようなシステムを整えるべく、またはアジアの乳業界が発展する中、いろいろな乳製品が入ってくるのを抑えるために、実は今まで生乳のみを検疫の対象としていたところ、11月1日から乳製品についても本格的な検疫を始めようということにしております。そういったことで11月1日から、こういった乳製品を検疫の対象にしたいということで、業界紙やいろいろな説明会等々を通じて周知に努めているというところでございます。

そんなこともあり、今まではサルジニアからの乳製品については、特に証明書等がなくても入っていたんですけれども、口蹄疫の清浄国であれば、相手国政府の発行する証明書があれば、これを輸入するようなシステムにいたしましたということで、こういった侵入にも万全を図るとともに、輸出振興にも寄与できるのではないかと考えております。

○藤井部会長 わかりました。ほかにございませんか。

それでは、この件につきましても報告事項ですので、前の2件と一緒に今後の手続を進めさせていただきたいと思えます。

それでは、全体を通してご意見等、どうぞ。

○西委員 最初の資料2にもう一回ちょっと戻って、アルゼンチンの関係です。次は牛豚等疾病小委員会の方でいろいろ議論ということで、そのときに、私も委員なのでお願いしたいんですけれども、最初、他の委員からも出ていたように、この国はワクチンを接種している清浄地域と、非接種の清浄地域があるということで、いま一度、接種清浄地域がどういうリスク管理をしているのか、非接種がどういう管理をしているか対比できるような形でわかればいいのかと思います。要は、境界の部分というのはこういうふうやって

いるというのが今回の資料でわかったんですけれども、そういうところをちょっとわかりやすく教えていただければと思います。

それから、ワクチンの接種管理については計画的に行われているということなんですけれども、そのワクチンの計画的に行われているのを誰がどう確認してというか、例えば私は以前韓国に行った際、口蹄疫のワクチンを打っている農場で聞いたのですが、どういうふうに管理しているかを聞くと、自分のところで打った頭数を報告すればよだけという管理で、本当の瓶のロットが最終的にどうなっているかというのが、あやふやではないかと感じたこともあったので、その辺がどうなっているかなんかもぜひわかれば教えていただきたいと思います。

それから、接種地域と非接種地域のサーベイランス体制の比較をしてみて、接種のほう非常によくやって大丈夫で、非接種の方はその分少ないとか、そういうものもわかればいいのかと思いました。

それから、境界区域ではいろいろ検疫というか、国内の検疫をやっているということなんですけれども、結構摘発事例も多いと聞いておりますので、やはり畜産農家にとっては、移動については耳標管理だとかでピリピリとしていると思うんですが、肉を流通させる業者や国民にとっては、ある意味ではどうでもよいという考えを持っている可能性もあると思います。ですから摘発事例が多いというふうに、日本の検疫で入ってくるものもそうだと思うのですが、その辺の両者の比較をお願いできればと思います。

それと、今日の話とは少しずれるのですが、冒頭で熊谷課長のほうから資料1で、鳥フルだとか口蹄疫だとか、いろいろなご説明をいただきましたが、我々はこの委員会で結構議論しているのは、口蹄疫、鳥フル、アフリカ豚コレラというのが中心で畜産物の輸入なんですけれども、実際に今、北海道も含めて何で困っているかという、やはりヨネ病で困っております。今回、昨年からオーストラリアから輸入ということで、生体の輸入がされており、昨年もそうですし今年もそうなんですけれども、随分と検疫で引っかかっているということで、オーストラリアの国自身がいわゆる国家防疫をやっていたところから、今、風土病に位置づけられて、ある意味では国もちょっと手放したようなふうに見取られるような形があるので、我々都道府県側も、着地検査はもちろんしっかりやらなければいけないと思っています。国のほうも検疫を最大限やっただいていては思うんですけれども、入れてくる月齢が、感染していても非常に摘発しづらい月齢なものですから、中央からも農業団体のほうにしっかりその辺も伝えていただきたいですし、我々も

酪農家の方に伝えていかなければ、3年、5年たってからこの病気が広がって、調べたらオーストラリアの株だったということになると、それに対して手当金を払うのはもう本末転倒みたいな話になると思いますので、その辺も指導方よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○藤井部会長　じゃ、今の件については小委員会のほうで……。

○熊谷動物衛生課長　はい。貴重なご意見なりご指摘をいただきましたので、小委を開催するに当たりましては、そういった資料を集め、皆さんにお諮りしながら審議を進めていきたいというふうに思っております。

○伊藤国際衛生対策室長　ヨーネにつきましては、恐らく今のこういった畜産事情の中で、それは十分理解するものの、検疫としては、それがあつたために検疫が緩くなつていくということのないように、しっかりやつていきたいと思つたし、なるべくそういった流通も止めないようになつながら適正な検疫体制をとつたということ、重要なのは生産農場についての清浄性と、この病気の特性を考えると、感染母牛から子供にうつるといふのが一番恐れる話なので、それがなつたよう、いかに綺麗な農場から輸入をしてもらつたかということ、業界を集めた説明会も含めて、あと、政府間同士でも今、改善策を考へていまして、それによつて流通に支障が生じないようになつめながら、しっかり検疫もしていきつた思つていまして。

○藤井部会長　それでは、まず村上委員。

○村上委員　要望です。今日の委員のご質問にもありましたが、家畜や畜産物の貿易交渉におきましては、WTO／SPS協定に基づいて科学的な根拠を示す必要があり、その拠り所としてOIEの動物衛生規約があるわけですが、今後、日本の畜産物の輸出を促進していこうという場面では、現行のOIE規約を超える科学的な根拠を示していく場面も想定されます。また、OIE規約を検証するなかで変更の必要性ということが起きる場面もあると思つた。このためにも、国としても科学的根拠を示すための試験研究に一層精力的な取り組みをしていただきたいというのが要望でございます。

以上です。

○熊谷動物衛生課長　ありがとうございます。非常に重く受けとめて、エビデンスを添えて日本の主張をするためにも、科学的、または研究機関、これは動物衛生研究部門、また大学などの協力も得ながら取り組んでいきたいと思つた。ありがとうございます。

○加藤委員　ちょっと今のオーストラリアの輸入牛の関係ですけれども、我が家も、酪農

家なので、Jミルクのほうから輸入牛に対しての要望なり説明なりの文書が届いているわけなんですけれども、検疫はしっかりしますとうたっているんですけれども、やっぱりヨーネ病の怖さというか、潜伏期間があって、3年後、5年後にもしかしたら出るかもしれないですよという一言が、僕は必要なんじゃないかと思うんですよね。そのリスクはあくまでも輸入した人にありますよという一言がないと、何でもかんでも輸入してしまえば検疫はオーケーだからみたいな、だけれども、西先生が言われたように、後から出たときにオーストラリアの株だったということになると、これはやっぱりちょっと違うんじゃないかなと。そんなことは知らなかったと言われると、ちょっと生産者としては、輸入したほうに責任があるのかなというふうに関心取られちゃうので、その辺の周知徹底をしっかりしてほしいなと思います。

以上です。

○伊藤国際衛生対策室長 ありがとうございます。

生産者の部署等も含めまして説明をしていきたいと思っておりますし、先日もそういった輸入業者を集めたときも、必ずセットで、こういった病気の特徴というのとあわせて説明をしたところですので、引き続きこういったことで説明をしていきたいというふうに思っています。

○毛利委員 ヨーネが先ほどから問題になっておりますけれども、日本国内でもう既に存在しているものに対して、輸出入の交渉のときにやりにくいだろうと思うんですが、衛生課としては、日本国内でヨーネ病を完全に押さえ込むというか、排除する基本的な方針があるのかどうか、そこの辺のところは将来的にどういうふうな方向でいかれるんでしょうか。

○石川家畜防疫対策室長 ご質問ありがとうございます。

ヨーネ病につきましては、平成10年の法律改正の際に、搾乳牛等に対象に5年に一回の枠組みでサーベイランスをやるという方針でいますので、今後とも5年に一回の枠組みは崩さずに、可能な限り、やはり早期にヨーネ病感染牛、患畜は摘発するというような方針でいきたいというふうに考えております。

○毛利委員 最終目標として撲滅を目指して、なかなか難しいというのはよくわかるんですけれども、その方向でやられるんだったら、もう少し、もっと積極的な方法が必要かなというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○石川家畜防疫対策室長 先生がおっしゃるように、確かにこれまでも検査方法も見直し

てきていますし、また、検査のスキームについても、これも平成25年度に今のPCR法を入れて新たな検査方法を導入していますので、今後も、動物衛生研究部門や大学での研究成果も踏まえて、その時々でやれることを、また科学技術の進歩に応じて検査も見直していきたいというふうには思っております。

○藤井部会長 それでは、よろしいでしょうか。

○里井委員 今日はありがとうございました。本当にそのほかということで、最後に意見というか要望だけを述べさせていただきます。

フードジャーナリスト、フード・アクション・ニッポンアンバサダーとしての消費者側からの意見になるかとも思うんですけども、今日は報告を3点ということで、今後も審議が続けられると思いますし、アルゼンチン・パタゴニア地域についてのこちらの諮問についても、この後、会議が進められるとは思うんですが、昨今からの牛肉及び羊肉、そして今、国民にとっての安心・安全、それからおいしさ、こういった単純な見方というのは、今後も非常に重要じゃないかと思っております。本会議におきましては衛生が中心ですので、今後、今日諮問に上がりました点が、アルゼンチン・パタゴニアから単純に輸入が解禁になりましたよ——私自身としても、今、国産の食材をすごく応援し、国産がやはりいいんだという姿勢を貫く中で、何で単純にアルゼンチン・パタゴニアなんだと。ましてやワクチン非接種地域、ワクチン接種地域というものもあるではないかということが懸念される中、今後、国民に解禁になりましたといったときに、すごく安全に食べられるお肉だよ、一言で言うとメリットがあるよというか、魅力がこんなものであるよということがわかりやすく浸透されていくことを期待します。

そのことに関しましては、私自身も広めてまいりたいとは思いますが、今日のこの輸入することについて、反対であるとか賛成であるとかという以前の問題として、とにかく安心して食べていけるんだという部分だけでも強く推せるものであることを今後も期待いたします。

以上です。

○藤井部会長 今のはご意見ということで、それでは、特にないようでございますので、この辺で終了したいと思っております。

事務局から何か。

○熊谷動物衛生課長 本日は、大変多くの議題につきまして熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。

諮問の案件につきましては、先ほど委員の皆様方からもあったご意見、またご助言を踏まえまして、牛豚等疾病小委員会の中で科学的な議論をいただきたいというふうに思っております。また、3つほどあった報告事項につきましても、まずはしっかりと条件協議をして、日本国内に病気を侵入させないという観点と、あとは、私ども、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、周辺諸国の発生情報、こういったものもよく活用しながら、水際対策、また国内防疫に万全を期してまいりたいと思っております。

また、生産者の皆様方におかれましても、自ら取り組む対応として飼養衛生管理基準の遵守などにつきましてもしっかりと指導しながら、またわかりやすい情報の発信に努めてまいりたいと思っております。引き続きのご指導、よろしくお願ひしたいと思ひます。今日はありがとうございました。

○藤井部会長 それでは、これで本日予定の議事が全部終了しましたので、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第29回家畜衛生部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時53分 閉会